

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成19年11月22日(2007.11.22)

【公表番号】特表2007-508510(P2007-508510A)

【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-534766(P2006-534766)

【国際特許分類】

F 1 6 G 1/28 (2006.01)

B 2 9 D 29/08 (2006.01)

【F I】

F 1 6 G 1/28 G

B 2 9 D 29/08

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月1日(2007.10.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体(2)及び複数の歯(4)を含む歯付きベルト(1)であって、

前記歯は、布(5)によってコーティングされ、

前記布は、外側において抵抗層(8)によってコーティングされ、

前記抵抗層は、フッ素系プラスチマー、エラストマー材料、及び加硫剤を含み、

前記フッ素系プラスチマーは、前記抵抗層内に、前記エラストマー材料の量より多い量で存在し、

前記歯付きベルトは、前記フッ素系プラスチマーは、10 μmより小さい平均サイズの粒子によって主に形成され、且つ、前記抵抗層は、前記布に直接接着するように形成されることを特徴とする歯付きベルト。

【請求項2】

前記フッ素系プラスチマーは、ポリテトラフルオロエチレンであることを特徴とする請求項1記載の歯付きベルト。

【請求項3】

前記第2のエラストマー材料は、HNBRを含むことを特徴とする請求項1又は2に記載の歯付きベルト。

【請求項4】

前記第2のエラストマー材料は、ポリメタクリル酸の亜鉛塩で改質されたHNBRを含むことを特徴とする請求項3記載の歯付きベルト。

【請求項5】

前記抵抗層は、前記フッ素系プラスチマーを、前記エラストマー材料に対して101乃至150重量部の重量で含むことを特徴とする請求項1乃至4のうちいずれか一項記載の歯付きベルト。

【請求項6】

前記抵抗層は、50乃至80g/m²の重量を有することを特徴とする請求項5記載の歯付きベルト。

【請求項7】

請求項 1 乃至 6 のうちいずれか一項記載の歯付きベルトを製造する方法であって、前記抵抗層は、拡散を介して前記布上に直接塗布されることを特徴とする方法。